

(注) 解答は、答えとして正しいと判断したものを一つだけ選び、答案用紙の答えの欄に正しく記入(マーク)すること。

[1] 次の記述は、電波法の目的及び電波法に規定する用語の定義を述べたものである。電波法(第1条及び第2条)の規定に照らし、 内に入れるべき正しい字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① この法律は、電波の A な利用を確保することによって、公共の福祉を増進することを目的とする。
 ② 「無線設備」とは、無線電信、無線電話その他電波を送り、又は受けるための B をいう。
 ③ 「無線従事者」とは、無線設備の操作又はその C を行う者であって、総務大臣の免許を受けたものをいう。

	A	B	C
1	公平かつ能率的	電氣的設備	監督
2	公平かつ能率的	通信設備	管理
3	有効かつ適正	通信設備	監督
4	有効かつ適正	電氣的設備	管理

[2] 免許人は、無線設備の変更の工事(総務省令で定める軽微な事項を除く。)をしようとするときは、どうしなければならないか。電波法(第17条)の規定に照らし、正しいものを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 あらかじめ総務大臣に届け出なければならない。
 2 あらかじめ総務大臣に届け出て、その指示を受けなければならない。
 3 あらかじめ総務大臣の許可を受けなければならない。
 4 適宜工事を行い、工事完了後総務大臣に届け出なければならない。

[3] 次の記述は、受信設備の条件について述べたものである。電波法(第29条)及び無線設備規則(第24条)の規定に照らし、 内に入れるべき正しい字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 受信設備は、その副次的に発する電波又は高周波電流が、総務省令で定める限度を超えて他の無線設備の機能に支障を与えるものであってはならない。
 ② ①に規定する副次的に発する電波が他の無線設備の機能に支障を与えない限度は、受信空中線と A の等しい擬似空中線回路を使用して測定した場合に、その回路の電力が B 以下でなければならない。ただし、無線設備規則第24条(副次的に発する電波等の限度)第2項から第22項までの規定において別に定めるものについては、その定めによるものとする。

	A	B
1	利得及び能率	4ナノワット
2	利得及び能率	4ミリワット
3	電氣的常数	4ナノワット
4	電氣的常数	4ミリワット

[4] 次の表の各欄の記述は、それぞれ電波の型式の記号表示と主搬送波の変調の型式、主搬送波を変調する信号の性質及び伝送情報の型式に分類して表す電波の型式を示すものである。電波法施行規則（第4条の2）の規定に照らし、各記号とその表す内容が適合しているものを下の表の1から4までのうちから一つ選べ。

番号	電波の型式の記号	電波の型式の内容		
		主搬送波の変調の型式	主搬送波を変調する信号の性質	伝送情報の型式
1	J 8 E	振幅変調であって独立側波帯	アナログ信号である2以上のチャンネルのもの	電話（音響の放送を含む。）
2	F 3 C	角度変調であって周波数変調	デジタル信号である2以上のチャンネルのもの	ファクシミリ
3	G 9 W	角度変調であって位相変調	デジタル信号の1又は2以上のチャンネルとアナログ信号の1又は2以上のチャンネルを複合したもの	次の型式の組合せのもの ① 無情報 ② 電信 ③ ファクシミリ ④ データ伝送、遠隔測定又は遠隔指令 ⑤ 電話（音響の放送を含む。） ⑥ テレビジョン（映像に限る。）
4	G 1 D	角度変調であって位相変調	アナログ信号である単一チャンネルのもの	データ伝送、遠隔測定又は遠隔指令

[5] 次の記述は、送信空中線の型式及び構成等について述べたものである。無線設備規則（第20条及び第22条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

① 送信空中線の型式及び構成は、次の(1)から(3)までに適合するものでなければならない。

- (1) 空中線の がなるべく大であること。
- (2) が十分であること。
- (3) 満足な指向特性が得られること。

② 空中線の指向特性は、次の(1)から(4)までに掲げる事項によって定める。

- (1) 主輻射方向及び副輻射方向
- (2) 水平面の主輻射の角度の幅
- (3) 空中線を設置する位置の近傍にあるものであって電波の伝わる方向を乱すもの
- (4) よりの輻射

	A	B	C
1	利得	調整	給電線
2	利得	整合	接地線
3	利得及び能率	調整	接地線
4	利得及び能率	整合	給電線

[6] 次の記述は、主任無線従事者の講習について述べたものである。電波法（第39条）及び電波法施行規則（第34条の7）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 無線局（総務省令で定める無線局を除く。）の免許人等（免許人又は登録人をいう。以下同じ。）又は電波法第70条の9（登録人以外の者による登録局の運用）第1項の規定により登録局を運用する当該登録局の登録人以外の者は、主任無線従事者を A 無線設備の B に関し総務大臣の行う講習を受けさせなければならない。
- ② 免許人等又は電波法第70条の9第1項の規定により登録局を運用する当該登録局の登録人以外の者は、①の講習を受けた主任無線従事者にその講習を受けた日から C に講習を受けさせなければならない。当該講習を受けた日以降についても同様とする。

A	B	C
1 選任したときは、当該主任無線従事者に選任の日から6箇月以内に	技術操作の監理	5年以内
2 選任したときは、当該主任無線従事者に選任の日から6箇月以内に	操作の監督	3年以内
3 選任するときは、あらかじめ	操作の監督	5年以内
4 選任するときは、あらかじめ	技術操作の監理	3年以内

[7] 次の記述は、混信等の防止について述べたものである。電波法（第56条）の規定に照らし、 内に入れるべき正しい字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

無線局は、 A 又は電波天文業務（注）の用に供する受信設備その他の総務省令で定める受信設備（無線局のものを除く。）で総務大臣が指定するものにその B その他の妨害を与えないように運用しなければならない。ただし、 C については、この限りでない。

注 電波天文業務とは、宇宙から発する電波の受信を基礎とする天文学のための当該電波の受信の業務をいう。

A	B	C
1 放送の受信を目的とする受信設備	運用を阻害するような混信	遭難通信
2 放送の受信を目的とする受信設備	受信を不可能とするような混信	遭難通信、緊急通信、安全通信及び非常通信
3 他の無線局	運用を阻害するような混信	遭難通信、緊急通信、安全通信及び非常通信
4 他の無線局	受信を不可能とするような混信	遭難通信

[8] 次の記述は、無線通信の秘密の保護について述べたものである。電波法（第59条及び第109条）の規定に照らし、 内に入れるべき正しい字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、 A の相手方に対して行われる無線通信（電気通信事業法第4条（秘密の保護）第1項又は第164条（適用除外）第2項の通信であるものを除く。以下同じ。）を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。
- ② B の秘密を漏らし、又は窃用した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- ③ C がその業務に関し知り得た②の秘密を漏らし、又は窃用したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

A	B	C
1 不特定	無線通信	無線通信の業務に従事する者
2 不特定	無線局の取扱中に係る無線通信	無線従事者
3 特定	無線局の取扱中に係る無線通信	無線通信の業務に従事する者
4 特定	無線通信	無線従事者

[9] 次の記述は、非常の場合の無線通信について述べたものである。電波法（第74条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 総務大臣は、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が **A** においては、人命の救助、災害の救援、 **B** の確保又は秩序の維持のために必要な通信を **C** に行わせることができる。
- ② 総務大臣が①の規定により **C** に通信を行わせたときは、国は、その通信に要した実費を弁償しなければならない。

A	B	C
1 発生するおそれがある場合	交通通信	電気通信事業者
2 発生するおそれがある場合	電力の供給	無線局
3 発生し、又は発生するおそれがある場合	交通通信	無線局
4 発生し、又は発生するおそれがある場合	電力の供給	電気通信事業者

[10] 無線従事者が電波法若しくは電波法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、総務大臣からどのような処分を受けることがあるか。電波法（第79条）の規定に照らし、正しいものを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線設備の操作の範囲の制限
- 2 6箇月間の無線通信業務の従事停止
- 3 期間を定めて従事する無線局の運用の停止
- 4 無線従事者の免許の取消し

[11] 次の記述は、総務大臣への報告について述べたものである。電波法（第80条）の規定に照らし、 内に入れるべき正しい字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

無線局の免許人又は登録人は、次に掲げる場合は、総務省令で定める手続により、総務大臣に報告しなければならない。

- (1) 遭難通信、緊急通信、安全通信又は **A** を行ったとき。
- (2) 電波法又は **B** の規定に違反して運用した無線局を認めたとき。
- (3) 無線局が外国において、あらかじめ総務大臣が告示した以外の運用の制限をされたとき。

A	B
1 非常通信	電気通信事業法
2 非常通信	電波法に基づく命令
3 無線機器の試験又は調整のための通信	電波法に基づく命令
4 無線機器の試験又は調整のための通信	電気通信事業法

[12] 次の記述は、免許状の返納等について述べたものである。電波法（第24条及び第78条）の規定に照らし、 内に入れるべき正しい字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 無線局の免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、 **A** にその免許状を **B** しなければならない。
- ② 無線局の免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、遅滞なく **C** を撤去しなければならない。

A	B	C
1 1箇月以内	返納	空中線
2 1箇月以内	廃棄	送信装置
3 3箇月以内	返納	送信装置
4 3箇月以内	廃棄	空中線